

# 保育認定（2・3号認定）の利用者負担額について

※年齢は4月当初のクラス年齢で区分され、当該年度末までの適用となります。

大東市

市基準額(月額:円)

国基準額(月額:円)

階層区分		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		国階層	3歳未満児		3歳以上児		
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間		標準	短時間	標準	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	1	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	2	市民税非課税 (母子・障害者等)	9,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
C1	所得割非課税	9,800	9,600	8,300	8,200	6,600	6,500	3	所得割課税額 48,600円未満	19,500	19,300	16,500	16,300
C2	所得割課税額 48,600円未満	11,700	11,500	9,900	9,700	8,300	8,200						
C3	48,600円以上 60,700円未満	15,000	14,700	13,500	13,300	10,800	10,600	4	所得割課税額 97,000円未満	30,000	29,600	27,000	26,600
C4	60,700円以上 72,800円未満	18,000	17,700	16,200	15,900	13,500	13,300						
C5	72,800円以上 84,900円未満	21,000	20,600	18,900	18,600	16,200	15,900						
C6	84,900円以上 97,000円未満	24,000	23,600	21,600	21,200	18,900	18,600						
C7	97,000円以上 115,000円未満	26,700	26,200	24,900	24,500	20,800	20,400	5	所得割課税額 169,000円未満	44,500	43,900	41,500	40,900
C8	115,000円以上 133,000円未満	31,200	30,700	24,900	24,500	20,800	20,400						
C9	133,000円以上 151,000円未満	33,400	32,800	24,900	24,500	20,800	20,400						
C10	151,000円以上 169,000円未満	35,600	35,000	24,900	24,500	20,800	20,400						
C11	169,000円以上 202,000円未満	39,700	39,000	26,100	25,700	23,200	22,800	6	所得割課税額 301,000円未満	61,000	60,100	58,000	57,100
C12	202,000円以上 235,000円未満	42,700	42,000	26,100	25,700	23,200	22,800						
C13	235,000円以上 268,000円未満	45,800	45,000	26,100	25,700	23,200	22,800						
C14	268,000円以上 301,000円未満	48,800	48,000	26,100	25,700	23,200	22,800						
C15	301,000円以上 349,000円未満	56,000	55,000	29,300	28,800	25,000	24,600	7	所得割課税額 397,000円未満	80,000	78,800	77,000	75,800
C16	349,000円以上 397,000円未満	64,000	62,900	29,300	28,800	25,000	24,600						
C17	397,000円以上	67,600	66,500	29,300	28,800	25,000	24,600	8	所得割課税額 397,000円以上	104,000	102,400	101,000	99,400

※ **保護者の市民税所得割額等の合計額**（住宅借入金控除、寄付金控除（ふるさと納税を含む）、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除等の税額控除を行う前の額）で利用者負担額を決定します（保護者の双方ともが非課税で、同居祖父母の年収が300万円以上ある場合、祖父母の市民税所得割額で利用者負担額を決定する場合があります。）。

（裏面に続く）

## 1. 利用者負担額（保育料）の算定の基準について

算定期間	4月分から8月分までの利用者負担額	9月分から翌年3月分までの利用者負担額
算定根拠	<u>前年度</u> の市民税所得割額で算定	<u>当該年度</u> の市民税所得割額で算定

### 注意点

- ・未申告等により市民税所得割額が確認できない場合は、表における年齢別の最高額で決定します。

## 2. 利用者負担額（保育料）の軽減について

### (1) ひとり親世帯等について

市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等については、1人目の利用者負担額が半額（ただし、3歳未満児にあっては、利用者負担額の半額が9,000円を超える場合は9,000円、3歳以上児は利用者負担額の半額が6,000円を超える場合は6,000円）に、2人目以降の利用者負担額が無料になります。

（※ 1人目、2人目などの判定方法は下記(2)①市民税所得割額が57,700円未満の世帯と同じになります。）

### (2) 多子世帯について（下記表参照）

多子世帯については、2人目の利用者負担額が半額に、3人目以降の利用者負担額が無料になります。1人目、2人目などの判定方法は世帯の市民税所得割額によって次のとおりとなります。

① 市民税所得割額が57,700円未満の世帯	② 市民税所得割額が57,700円以上の世帯
生計を一にする兄弟の中で判定 （※兄弟の保育所（園）等の利用の有無や年齢に関係なく判定します。） 例）4人兄弟（11歳、5歳、3歳、1歳）の場合 ① 11歳児 ⇒ 1人目として判定 ② 5歳児（在園児）⇒ 2人目として判定（半額） ③ 3歳児（在園児）⇒ 3人目として判定（無料） ④ 1歳児（在園児）⇒ 4人目として判定（無料）	保育所（園）等の利用者の中で判定 （※兄弟の保育所（園）等の利用の有無で判定します。） 例）4人兄弟（11歳、5歳、3歳、1歳）の場合 ① 11歳児 ⇒ 判定の対象となりません。 ② 5歳児（在園児）⇒ 1人目として判定（全額） ③ 3歳児（在園児）⇒ 2人目として判定（半額） ④ 1歳児（在園児）⇒ 3人目として判定（無料）

※「生計を一にする」には、同居している場合だけでなく、常に生活費や学資金等の送金が行われている別居の場合も含まれます。別居している方を対象に加えるには、別途手続きが必要となりますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

## 3. 利用者負担額（保育料）の変更について（以下の場合に変更となることがあります。）

- ・税の修正申告や世帯状況等に変更（入籍、離婚、祖父母との同居や別居等）があった場合
- ・入所児童の兄弟が、私立幼稚園に通っている場合（※ 在園証明書）

（※利用者負担額の変更については年度内に限ります。過年度分の市民税などが変わる場合でも、過年度にわたる利用者負担額の変更・還付はしませんのでご注意ください。）

※ 利用者負担額の変更等については、届出等が必要となりますので、保育幼稚園グループの窓口へご相談ください。

## 4. 利用者負担額（保育料）の納入先・納入方法および納期限について

	納入先	納入方法	納期限
保育所（園）	市	口座振替もしくは納付書	毎月末（月末が金融機関休業日の場合は翌営業日）※12月、3月は25日
認定こども園 小規模保育施設	各施設	各施設が定める方法による	各施設による

※便利で確実な口座振替のお手続きをお願いしています。

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

大東市福祉・子ども部子ども室保育幼稚園グループ  
TEL：072-870-0474